

自治医科大学先端医療技術開発センター医療用ブタ生産施設
外構工事

工事仕様書

2026年9月

学校法人 自 治 医 科 大 学

I 概 要

医療用ブタ生産施設の外構を整備する。

II 場所及び対象

- 1 場 所 栃木県下野市薬師寺 3 3 1 1 - 1
- 2 対 象 自治医科大学先端医療技術開発センター医療用ブタ生産施設の外構
詳細については設計書（参考）を参照のこと。

III 工 期

2026年11月 ～ 2027年3月31日まで

IV 工事仕様

1 一般事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 作 業 時 間 | 作業時間は8:30～17:00とする。 |
| (2) 工 程 表 | 事前に工事工程表を提出し、工程の説明を行い係員の承認を得ること。 |
| (3) 器材搬入等 | 大学敷地内であることを充分認識し、器材の搬入路・作業場及び車両の駐車場所について考慮すること。 |
| (4) 清 掃 | 工事に伴う清掃は十分に行うこと。 |
| (5) 作 業 態 度 | 大学及び病院敷地内での作業あることをわきまえ、騒音・ほこり・異臭等の発生や、立入許可が必要な場所への無断立入等が生じないよう十分に注して作業を行うこと。また、作業員の名簿・名札着用等は指示に従うこと。 |
| (6) 作 業 責 任 | 仕様書に明記のない場合においても技術的並びにその性質上当然必要な事については、誠意を持って施工すること。 |
| (7) 作 業 報 告 | 工事エリア外での作業、機能停止や騒音・振動が伴う作業は、事前に本学所定の作業届を提出し、係員の承認を得ること。また提出日は、原則として作業当日の2週間前とする。 |
| (8) 使 用 材 料 | 指定のない材料(配管等)の材料・規格等については、既設工事を参考にし、これと同等以上のものを使用すること。 |
| (9) 疑 義 | 仕様書に明記のない場合、または、仕様書の記載等に疑義がある場合は係員と協議の上、指示を受けること。 |

2 工事内容

別紙、内訳書（参考）を参照

3 提出書類

(1) 工事着手時に提出する書類

- | | |
|--------------------|---------|
| ①工事着手届出書 | 1 部 |
| ②現場代理人選任届出書 | 1 部 |
| ③監理技術者選任届出書 | 1 部 |
| ④社内組織表 | 1 部 |
| ⑤現場係員編成届 | 1 部 |
| ⑥工事運営計画書（総合仮設計画書含） | 1 部 |
| ⑦基本工程表 | 1 部 |
| ⑧下請業者選定届 | 1 部（随時） |
| ⑨機器・材料製造者選定届 | 1 部（随時） |

⑩損害保険証書（写し） 1 部

(2) 工事期間中に提出する書類

- ①週間（または月間）工程表
- ②施工計画書、施工要領書 1 部
- ③施工図、納入仕様書 1 部
- ④連絡書、打合せ記録、質疑書 2 部（変更協議を含む）
- ⑤廃棄物処分契約書（写）及び処理表 1 部

(3) 工事完了時に提出する書類

- ①工事完成届 1 部
- ②工事完成引渡書 1 部
- ③自主検査報告書及び施主完成検査記録 PDFデータ※CD保存
- ④竣工図（完成図） PDFデータ※CD保存
- ⑤施工図 PDFデータ※CD保存
- ⑥施工計画書、施工要領書 PDFデータ※CD保存
- ⑦工事写真 PDFデータ※CD保存

4 見積条件等

- (1) 最新の公共建築工事標準仕様書（建築）に準拠すること（改修標準仕様書含む）
- (2) 仕様書に記載の無い項目についても工事に必要な事項は見積金額に反映すること。
- (3) 設計図書のほか、国及び地方公共団体の定めによること。
- (4) 工事に必要な電力・水は無償支給とする。また、分岐や取り出しに必要な費用は見込むこと。但し、現場事務所並びに作業員の休憩所については有償とする。
- (5) 改修工事ごとに金額が判るよう見積作成のこと。
- (6) 駐車車両や歩行者などに対し、臨機応変に施工対応すること。
- (7) 大学運営中の工事となるため、職員の通行の安全対策に十分留意し、仮設計画等は施主側とも念入りに協議すること。
- (8) 診療業務に支障をきたし工事を一時中断した場合は、原則、工期の変更・経費の増額は認めない。

5 注意事項等

- (1) 工事に伴う作業員の出入りの管理を徹底すること。（名簿提出、名札着用）
- (2) 騒音発生及び火気使用にあたっては、事前に係員の許可を得ること。
- (3) 工事に伴い影響する所へは、事前に周知すること。
- (4) 工事に使用する機器・材料で消防法に基準のあるものは、これに適合したものを使用すること。
- (5) 機能停止中の防災対策を考慮すること。（官庁指導の確認等）
- (6) 施工にあたっては、現場を調査して既存の施工状況及び工事方法、要領を確認し、仮設・足場等を十分に考慮すること。
- (7) 諸官庁との協議・打合せ等は、必要に応じ、業務の範囲として適宜行うこと。
- (8) 新型コロナウイルス等の感染症予防対策を適切に見込むこと。
- (9) 新型コロナウイルス等の感染予防の観点から、国及び地方公共団体等からの緊急事態宣言や休業要請があった場合は、発注者と協議のうえ、これに従うこと。なお、この場合の工期延長については柔軟に対応する。
- (10) 現場担当者・作業員の駐車スペースについては、指定された場所に駐車すること。
- (11) 平日の通勤・外来者の来院時間帯（7：30～8：30、17：15～18：15）は、工事車両の構内乗り入れ及び工事を行わないこと。